

## デイサービスセンター谷中翔裕園利用料金一覧表

令和3年4月1日現在

### 基本利用料

(単位 円)

費目	単位		要支援		要介護				
			1	2	1	2	3	4	5
地域密着型サービス 通所介護費 (認知症)	3～4時間	1割負担	475	528	544	600	653	709	763
		2割負担	950	1,055	1,088	1,199	1,306	1,417	1,525
		3割負担	1,425	1,582	1,632	1,799	1,958	2,125	2,288
	4～5時間	1割負担	498	552	571	628	685	742	798
		2割負担	995	1,104	1,141	1,255	1,370	1,483	1,596
		3割負担	1,492	1,655	1,712	1,882	2,055	2,225	2,394
	5～6時間	1割負担	740	824	854	946	1,037	1,126	1,218
		2割負担	1,479	1,648	1,707	1,892	2,074	2,251	2,436
		3割負担	2,218	2,471	2,561	2,838	3,111	3,377	3,653
	6～7時間	1割負担	759	845	875	971	1,064	1,155	1,249
		2割負担	1,517	1,690	1,750	1,941	2,127	2,309	2,498
		3割負担	2,275	2,535	2,624	2,911	3,190	3,464	3,747
	7～8時間	1割負担	856	957	991	1,096	1,204	1,311	1,417
		2割負担	1,712	1,914	1,981	2,191	2,407	2,622	2,833
		3割負担	2,568	2,871	2,971	3,287	3,610	3,933	4,249
	8～9時間	1割負担	884	987	1,022	1,130	1,241	1,353	1,463
		2割負担	1,767	1,974	2,043	2,260	2,482	2,706	2,926
		3割負担	2,651	2,961	3,064	3,390	3,723	4,059	4,389

### 食事代 (保険給付対象外)

費目	金額	加算単位	内容の説明
昼食代	650 円	1食あたり	施設で提供する食事代
おやつ代	50 円	1食あたり	施設で提供するおやつ代

基本加算利用料

費 目	金 額			加算単位	内容の説明
	1割	2割	3割		
個別機能訓練加算Ⅰ	29 円	58 円	87 円	1日あたり	個別の機能訓練実施計画を策定し、これに基づきサービスの提供を行った場合に加算されます
個別機能訓練加算Ⅱ	22 円	43 円	64 円	1日あたり	Ⅰを算定している利用者について個別機能訓練計画の内容等を厚生労働省に提出し、フィードバックを受け、その情報を活用した場合に加算されます
入浴介助加算Ⅰ	45 円	89 円	134 円	1日あたり	入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して、入浴介助を行った場合に加算されます。
入浴介助加算Ⅱ	61 円	122 円	183 円	1日あたり	医師等が居宅を訪問し、浴室の環境や利用者の動作を評価し、助言を行うこと。機能訓練指導員等が居宅を訪問して状況を把握し、個別の入浴計画を作成して入浴介助を実施した場合に加算されます。
ADL維持等加算Ⅰ	34 円	67 円	100 円	1日あたり	評価期間に連続して6月以上利用した期間のある要介護者の集団について所定の要件を満たした場合に加算されます
ADL維持等加算Ⅱ	67 円	134 円	200 円	1日あたり	評価期間に連続して6月以上利用した期間のある要介護者の集団について(Ⅰ)の要件に加えて、さらなる要件を満たした場合に加算されます
サービス提供体制強化加算Ⅰ	25 円	40 円	60 円	1日あたり	介護職員の総数のうち介護福祉士が70%以上又は勤続10年以上の介護福祉士25%以上が配置されている場合に加算されます
サービス提供体制強化加算Ⅱ	20 円	27 円	60 円	1日あたり	介護職員の総数のうち介護福祉士が50%以上配置されている場合に加算されます
サービス提供体制強化加算Ⅲ	7 円	14 円	20 円	1日あたり	介護職員の総数のうち介護福祉士が40%以上又は勤続7年以上30%が配置されている場合に加算されます
若年性認知症利用者受入加算	64 円	134 円	200 円	1日あたり	若年性認知症の方を受入れ、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供した場合に加算されます
9時間以上10時間未満の場合	56 円	111 円	167 円	1日あたり	所用時間7時間以上9時間未満の認知症対応型通所介護を行った後に引き続き日常生活上の世話をを行った場合に、通算した時間が9時間以上となった場合に左記区分に応じ、加算されます。
10時間以上11時間未満の場合	111 円	222 円	333 円		
11時間以上12時間未満の場合	167 円	333 円	500 円		
12時間以上13時間未満の場合	222 円	444 円	666 円		
13時間以上14時間未満の場合	278 円	555 円	833 円		
科学的介護推進体制加算	45 円	89 円	134 円	1月あたり	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること及び、必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供にあたって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合に加算されます
介護職員処遇改善加算(※1)	全体の10.4%			1月あたり	介護職員の賃金改善及び資質向上のための計画を策定し、市区町村長に届出を行うと共に、当該計画に基づき適切な措置を講じ実施した場合に加算されます
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ(※1)	全体の3.1%			1月あたり	厚生労働大臣が定める基準に適合している場合に算定 1000分の31に相当する単位数
同一建物減算	105 円	209 円	313 円	1日あたり	事業所と同一建物に居住する利用者に対しサービスを行った場合に減算されます。
送迎減算	53 円	105 円	157 円	片道あたり	送迎を行わない場合に減算されます

※ 上記の金額は1日あたりの金額ですが、実際の精算時には端数処理により若干の金額の違いが生じますのでご了承ください。  
(消費税は非課税です)

※ 個別の介護度及び加算の請求項目等によって金額が各人毎に異なります。

※ 令和3年9月30日までの間は、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する